

空き地を地域の雪寄せ場として活用してみませんか？

住宅密集地に空き地を所有している方が、空き地を地域の雪寄せ場として町内会に無償で貸し付けした場合、固定資産税の一部を減免します。

固定資産税の減額割合…雪寄せ場部分の固定資産税の3分の1

申請期間…10月1日(木)～10月30日(金)

主な要件

- ▷町内会に雪寄せ場として無償で土地を貸すこと
- ▷町内会と使用貸借契約を締結すること(契約書は市で用意します)
- ▷地域住民が広く利用できる場所であること
- ▷貸付期間は、原則としてその年の12月から翌年3月までの4カ月間

町内会の順守事項

- ▷貸付期間終了後は、町内会が清掃し原状復旧すること
- ▷市で用意した雪寄せ場を示す看板を町内会で設置し、適正に管理すること
- ▷利用者は地域住民とすること
- ▷雪寄せ場の排雪は町内会で対応すること

申請方法

▷地域雪寄せ場の申請

雪寄せ場候補地がある町内の会長に申し出てください。町内会長の承諾を得ることができたら、申請書へ必要事項を記入の上、土木課まで提出してください。その後、市から決定通知書が届いたら、町内会長と契約を取り交わしてください。申請書は土木課窓口で配布します。

▷固定資産税の減免申請

翌年の5月に届く「固定資産税納税通知書」に同封されている「減免申請書」に記入の上、税務課または各総合支所総合窓口係へ提出してください。



地域雪寄せ場の申請手続先

土木課 内線2618
金木総合支所産業建設係 内線3209
市浦総合支所産業建設係 内線4043

固定資産税の減免申請手続先

税務課 内線2262
金木総合支所総合窓口係 内線3115
市浦総合支所総合窓口係 内線4055

No.6

放課後児童クラブ

～小学生のお子さんをお預かりする学童保育～

放課後に小学生のお子さんをお預かりする学童保育「放課後児童クラブ」を、小学校などを会場とした市内18カ所で実施しています。

対象児童…小学校に就学している児童で、保護者が労働などにより日中留守にする家庭の児童(「保護者が労働など」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども含まれます)。

利用料…利用料は無料ですが、おやつ代として月2,000円をいただきます。

利用申込…入会を希望する放課後児童クラブに直接お申し込みください。

子育てサポート

耳より情報

子育て支援課
内線2484



放課後児童クラブが夕方まで子どもを預かってくれて助かるわ。



そうそう、ウチの子はまだ低学年だし家でお留守番は無理だしね。

夏休みは朝から預かってもらえて良かった。でなきゃお互い働くのに影響が出ちゃう。

でも今度、放課後児童クラブが民間の事業者に業務委託されるらしいよ。

市の運営じゃなくなるんだ。何か変わったりするのかな？

市直営のクラブを10月から民間委託

市では、18カ所の放課後児童クラブのうち、小学校などを会場として市が直接に運営している12カ所のクラブの業務を、10月から民間事業者へ委託します。民間事業者のノウハウを生かして運営体制の強化や保育プログラムの充実を図り、より質の高い学童保育の提供に努めていきます。



詳細は市ホームページを参照 <http://www.city.goshogawara.lg.jp/kenkou/fukushi/houkagojidoukenzenikusei.html>